

予算審査特別委員会（当初予算関連審査）の運営について

1 審査時間について

- (1) 審査時間は、午前 10 時から午後 5 時までを原則とする。
- (2) 開会に当たっては、5 分前に放送し定刻に開会する。

2 分科会の運営について

- (1) 分科会の招集は主査が行う。ただし、主査に事故があるとき、又は欠けたときは、副主査がこれを行う。
- (2) 分科会の審査項目は、「当初予算分科会別審査項目一覧表」のとおりとする。
- (3) 議題に対する説明は省略し、順次質疑を行う。
- (4) 主査を除く委員が 1 人 20 分（答弁を含む）を限度として質疑を行う。
再質問は、改めて質問希望者を募り、再度 1 人 20 分を限度として質疑を行う。
- (5) 会議終了時間までの残り時間は、質問希望者で割り振る。
- (6) 再々質問以降の質疑については規制しないが、委員は他の委員の質問時間を考慮し、20 分以内に収める。
- (7) 分科会では、表決は行わない。

3 総括質問の運営について

- (1) 質問通告は分科会最終日（3 月 10 日）午後 5 時までに、委員長あてにその要旨を文書で行う。
- (2) 分科会の質問事項をまとめた表（速報）を作成し、データで提供する。
- (3) 各会派・無所属議員の持ち時間（質疑・答弁）及び順序は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----------|
| ① 自 民 党 | 5 時間 34 分 |
| ② 公 明 党 | 3 時間 40 分 |
| ③ 民 主 ク ラ ブ | 2 時間 24 分 |
| ④ 共 産 党 | 2 時間 24 分 |
| ⑤ いたばし未来 | 38 分 |
| ⑥ 日 本 維 新 の 会 | 20 分 |
| ⑦ 参 政 党 | 20 分 |
| ⑧ 無 所 属 議 員 (2名) | 各 20 分 |

なお、持ち時間を超えた場合には、質疑・答弁の途中であっても終了する。

(4) 審査日程は、次のとおりとする。

3月16日	自民党総括質問
3月17日	公明党総括質問 民主クラブ総括質問（1時間50分）
3月18日	民主クラブ総括質問（34分） 共産党総括質問 いたばし未来総括質問 日本維新の会総括質問 参政党総括質問 無所属議員（2名）総括質問 表 決

※閉会時間の短縮・延長については、質問会派の意向を尊重し、委員長が弾力的に運営する。

4 資料要求について

分科会及び総括質問において要求のあった資料は、全委員にデータで提供する。

予算審査特別委員会（補正予算関連審査）の運営について

1 分科会の運営について

- (1) 分科会は、常任委員会と同日に開会する。
- (2) 分科会の審査項目は、「補正予算分科会別審査項目一覧表」のとおりとする。
- (3) 議題に対する説明は省略し、順次質疑を行う。
- (4) 分科会では、表決は行わない。

2 総括質問の運営について

- (1) 審査時間は、午前 10 時から午後 5 時までを原則とする。
- (2) 質問通告は分科会最終日（2月 17 日）午後 5 時までに、委員長あてにその要旨を文書で行う。
- (3) 各会派・無所属議員の持ち時間（質疑・答弁）及び順序は次のとおりとする。

① 自 民 党	1 時間 46 分
② 公 明 党	1 時間 10 分
③ 民 主 ク ラ ブ	46 分
④ 共 産 党	46 分
⑤ いたばし未来	12 分
⑥ 日本維新の会	6 分
⑦ 参 政 党	6 分
⑧ 無 所 属 議 員 (2名)	各 6 分

なお、持ち時間を超えた場合には、質疑・答弁の途中であっても終了する。

- (4) 総括質問終了後、表決を行う。

3 資料要求について

分科会及び総括質問において要求のあった資料は、全委員にデータで提供する。